

## 2 取得費（取得価額）

### 1 株式等の取得費(取得価額)【原則】

株式等の取得価額は、原則として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額です。

	区 分	取得費（取得価額）
イ	払込みにより取得した株式等（ロに該当するものを除きます。）	その払い込んだ金額（その払込みによる取得のために要した費用の額を加算した金額）
ロ	発行法人から与えられた次に掲げる権利の行使により取得した株式等（株主等として取得したもの及び特定権利行使株式を除きます。）	
	① 平成13年法律第79号による改正前の商法に規定する株式譲渡請求権	その権利の行使の日における価額
	② 平成13年法律第128号による改正前の商法に規定する新株の引受権	
	③ 商法に規定する新株予約権	
	④ 有利な発行価額により新株その他これに準ずるものを取得する権利（②及び③に該当するものを除きます。）	その権利に基づく払込みに係る期日における価額
ハ	購入した株式等（ロに該当するものを除きます。）	その購入の代価（購入手数料、その他その株式等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
ニ	イからハ以外の方法により取得した株式等	その取得の時ににおけるその株式等の取得のために通常要した価額

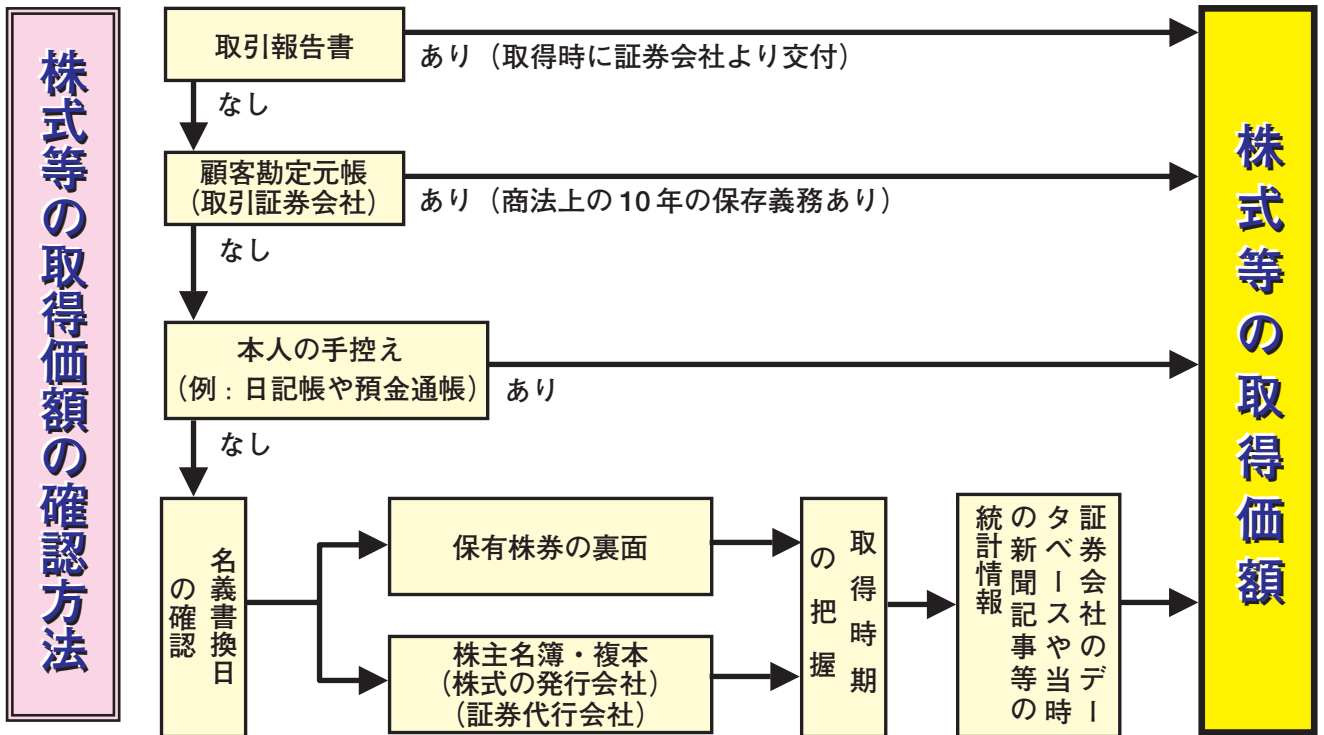
### 2 株式等の取得費(取得価額)【その他】

- 相続や贈与により取得した株式等をお売りになった場合には、原則として、被相続人や贈与者の取得費(取得価額)がその株式等の取得費(取得価額)となります。
- 増資により旧株に対して割り当てられた新株を取得した場合において、その増資後の旧株と新株の1株当たりの取得費(取得価額)は、次の算式で計算します。

$$\frac{\left( \begin{array}{l} \text{旧株1株の従前} \\ \text{の取得費等} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{新株1株当た} \\ \text{りの払込金} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{旧株1株当た} \\ \text{りの新株数} \end{array} \right)}{\text{旧株1株当たりの新株数} + 1} = \left( \begin{array}{l} \text{増資後の旧株及び} \\ \text{新株の取得費等} \end{array} \right)$$

- 信用取引又は発行日取引の方法による株式の売買を行った場合の売付けに係る株式の取得価額として事業所得又は雑所得の必要経費に算入する金額は、その株式の買付けに要した金額です。
- 昭和27年12月31日以前に取得した株式等について譲渡所得の金額の計算をする場合の取得費は、原則として、同月中の公表最終価格等を基として計算します。
- 特定権利行使株式（43ページ参照）については、取得費(取得価額)の計算方法などが異なりますので、税務署(資産税担当)や税務相談室におたずねください。
- 株式等の取得費(取得価額)の金額が、その株式等の譲渡に係る収入金額の5%相当額に満たない場合には、その5%相当額を取得費(取得価額)の金額とすることができます。

### 3 株式等の取得価額の確認方法



参考  
1

#### (1) 株式等の取得価額の確認方法

株式等の取得価額は、①取引報告書、②取引証券会社の顧客勘定元帳、③ご本人の手控え(日記帳や預金通帳など)により確認した金額によります。

これにより確認できない場合でも、一定の資料(例えば、発行会社(株式の発行会社が証券代行会社に名義書換業務を委託している場合にはその証券代行会社)の株主名簿・複本などで確認できます。)を手がかりに株式等の取得時期(名義書換時期)を把握し、その時期の相場(証券会社のデータベースや当時の新聞記事等による終値)を基にして取得費(取得価額)を計算することができます。

なお、発行会社や証券代行会社で名義書換日を調べた際に、発行会社等から交付される証明書又はその写しは、確定申告の際に税務署に提出する必要はありません。

#### (2) 相続により取得した株式の取得価額

相続により取得した株式の取得価額は、被相続人の株式の取得価額によるのが原則ですが、被相続人が名義書換をしていない場合には、被相続人がいつ取得したかを把握することが困難ですので、**相続人が名義書換をした日を取得時期として**、その株式の取得価額を算定しても差し支えありません。

#### (3) 従業員持株会から引き出した株式の取得価額

従業員持株会を通じて取得した株式の取得価額は、その株式を従業員持株会が取得したときの価額によるのが原則ですが、従業員持株会から交付された資料では取得価額、取得時期が分からない場合には、**従業員持株会から引き出したときの名義書換日を取得時期として**、その株式の取得価額を算定しても差し支えありません。

#### (4) 日記帳などの手控えで取得時期のみが確認できる場合の株式の取得価額

株券の名義書換がされていない場合であっても、日記帳などの手控えで取得時期のみが確認できる場合には、その取得時期を基に取得価額を算定しても差し支えありません。

4 2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を譲渡した場合の株式等の取得費

その株式等を取得した時（その後既にその株式等の一部を譲渡している場合には、直前の譲渡の時）から譲渡の時までの期間を基礎として、取得した時（又は直前の譲渡の時）において有していた株式等及びその期間内に取得した株式等について **総平均法に準ずる方法** によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

設例

次の例を基に、平成15年9月8日に譲渡した株式3,000株の、譲渡所得の取得費を計算します。

取引例

(取引年月日等)	(株数)	(単価)	(入金)	(出金)
①平成14年5月8日 取得	3,000株	800円		2,400,000円
②平成14年8月12日 譲渡	2,000株	860円	1,720,000円	
③平成15年2月14日 取得	4,000株	849円		3,396,000円
④平成15年9月8日 譲渡	3,000株	870円	2,610,000円	

イ まず、平成14年8月12日の譲渡後(直前の譲渡後)の残株式1,000株の取得に要した金額を計算します。

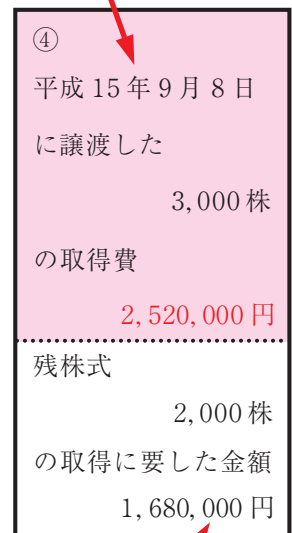
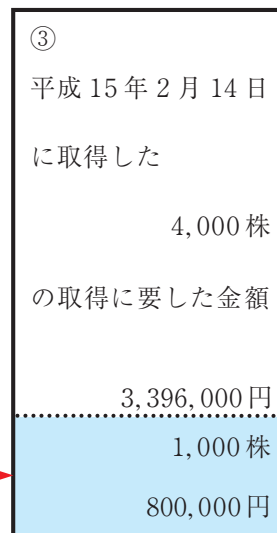
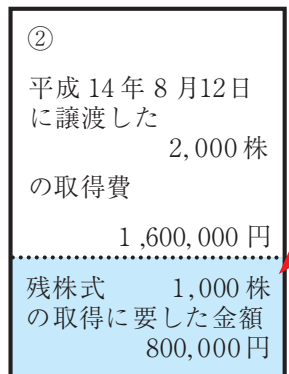
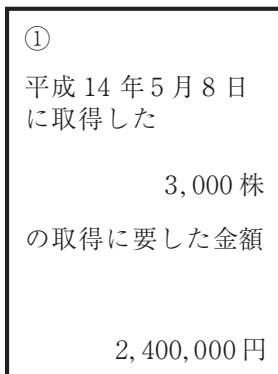
$$\frac{\text{平成14年5月取得} \ 2,400,000 \text{円}}{3,000 \text{株}} \times \text{平成14年8月} \left[ \begin{array}{l} \text{譲渡後の残株式} \\ 1,000 \text{株} \end{array} \right] = \underline{800,000 \text{円}}$$

ロ 次に、平成15年9月8日に譲渡した株式3,000株の取得費を計算します。

$$\frac{\left[ \begin{array}{l} \text{平成14年8月} \\ \text{残株式} \end{array} \right] \ 800,000 \text{円} + \left[ \begin{array}{l} \text{平成15年2月} \\ \text{取得株式} \end{array} \right] \ 3,396,000 \text{円}}{1,000 \text{株} + 4,000 \text{株}} = \underline{840 \text{円}} \quad (\text{1株当たりの金額})$$

【1円未満切り上げ】

$$840 \text{円} \times 3,000 \text{株} = \underline{2,520,000 \text{円}}$$



$$840 \text{円} \times 2,000 \text{株} = \underline{1,680,000 \text{円}}$$

(注) 売買委託手数料やそれに係る消費税及び地方消費税も取得費(取得価額)に算入されますが、上記の計算例では、便宜上、これらの金額を含めないで計算しています。